
日本図書館文化史研究会
ニューズレター

第 85 号 2003 年 8 月 15 日

日本図書館文化史研究会

〒101-8301 千代田区神田駿河台 1-1
明治大学司書・司書教諭課程
郵便振替口座 00170-5-164973

(事務局)

小黒浩司

ファックス

電子メール oguro@sakushin-u.ac.jp

■■ 目 次 ■■

日本図書館文化史研究会 2003 年度研究集会・総会開催のお知らせ	2
日本図書館文化史研究会 2002 年度活動報告	11
日本図書館文化史研究会 2002 会計年度決算報告	12
日本図書館文化史研究会 20 周年記念事業決算報告	13
日本図書館文化史研究会 2003 年度予算 (案)	14
「日本図書館文化史研究会規約」の改定について	15
『図書館文化史研究』第 21 号原稿募集のお知らせ	
図書館文化史研究文献紹介 水谷長志著『図書館文化史』(石山 洋)	18
2003 年度第 3 回研究例会の開催と発表者の募集について	20
研究例会発表募集のお知らせ	
2003 年度第 1 回研究例会報告	21
『図書館文化史研究』第 20 号が間もなく刊行されます	
運営委員会通信	31
事務局だより	32
『会員名簿』を発行しました 会員動向	

日本図書館文化史研究会 2003 年度研究集会・総会開催のお知らせ

2003 年度日本図書館文化史研究会研究集会・総会を、下記のように開催することになりました。多くの方々のご参加を期待します。

記

- 日 程 2003 年 9 月 20 日(土)・21 日(日)
 - 会 場 青山学院大学 6 2 1 教室
 - 交 通 営団地下鉄銀座線・千代田線・半蔵門線「表参道駅」B1 出口・B3 出口（エスカレーター）より徒歩 5 分
JR 山手線・東急東横線・京王井の頭線「渋谷駅」より徒歩 10 分
（10 ページに会場付近の地図を掲載しました。詳細は http://www.aoyama.ac.jp/image/cam_ao.gif をご参照ください）
 - 参加費 会 員 1,000 円
 非会員 1,500 円
 懇親会 5,500 円
 - 申込先 下記日本図書館文化史研究会事務局まで、郵便、ファックス、または電子メールでお申込ください。
 「参加申込書」は特に用意していません。任意の書式で、氏名（ふりがな）、所属、連絡先、会員・非会員の別、懇親会参加の有無を明記してお申込ください。
- 小黒 浩司
E-mail oguro@sakushin-u.ac.jp
Fax
- 申込期限 9 月 6 日（土）必着でお願いします。
 - プログラム
 第 1 日
 - 特集テーマ : レファレンスサービスの歴史と展望
 - 実行委員長 : 小田 光宏（青山学院大学）

● 時 程

- 10:00～ 受付開始
- 10:30～12:00 基調講演「レファレンスサービスの連続性と断絶」
田村 俊作（慶應義塾大学）
- 12:00～13:30 昼 食
- 13:30～17:00 シンポジウム「レファレンスサービスの歴史と展望」
コーディネーター：小田 光宏（青山学院大学）
パネリスト：根本 彰（東京大学大学院）
阪田 蓉子（明治大学）
斎藤 文男（富士大学）
- 13:55-14:15 問題提起 1：レファレンスサービスの果たす機能（根本）
- 14:15-14:35 問題提起 2：情報源の史の変遷（阪田）
- 14:35-14:55 問題提起 3：レファレンスライブラリアンの養成（斎藤）
- 14:55-15:10 質疑・応答
- 15:10-15:30 休 憩
- 15:30-17:00 自由討論
- 17:30～19:30 懇親会（青学会館 4 階クリノン・会費 5,500 円）

第 2 日

- 9:30～ 受付開始
- 10:00～11:00 個人発表 1：アメリカ公共図書館におけるアウトリーチサービスの歴史
中山 愛理（図書館情報大学大学院）
- 11:00～12:00 個人発表 2：イギリスにおける公貸権制度導入までの経緯
石田 香（東京大学大学院）
- 12:00～13:00 昼 食
- 13:00～14:00 個人発表 3：国立国会図書館長としての金森徳次郎
鈴木 宏宗（国立国会図書館）
- 14:00～15:00 個人発表 4：品川縦覧館について
小川 徹（元法政大学）
- 15:00～15:10 休 憩
- 15:10～16:10 会員総会
- 16:10～17:10 運営委員会

- ※ 両日とも、昼食は各自会場周辺でおとりください。
- ※ 宿泊の斡旋は行いません。

第1日**特集 レファレンスサービスの歴史と展望**

● 本特集の趣旨

近年、日本社会の様々な領域の制度や機構、その意義や目標などが、「改革」の名の下での「見直し」に直面している。この動きは極めて強力であり、いかなる「聖域」をも認めず、郵便事業のように100年をこえてこの国の「近代」を支えてきたものであっても、変革を迫られている。

図書館界もまた、この渦中にあるとあってよからう。図書館の役割が問い直され、明日の図書館の姿が議論されている。とりわけ、図書館のあり方を再検討し、「新しい図書館」像を構築するなかで、レファレンスサービスの位置づけが注目を集めている。レファレンスサービスそのものは、「新しい」サービスでは決してない。日本においてさえも、戦前の東京市立図書館、戦後の神戸市立図書館など、それぞれにおける豊かな実践の過去を指摘することは容易である。もちろん、「参考事務」あるいは「参考業務」と呼ばれた活動が、「情報サービス」としてとらえ直され、用語の変遷とともに、内容的にも多岐にわたる可能性が追求されている。また、情報通信技術の飛躍的な進歩とその図書館サービスへの導入によって、レファレンスサービスの様相が一変したかのような認識さえ生み出されている。

しかし、技術の発展や時代の推移の過程においても、揺るぎのないライブラリアンシップが確固として存在するであろうし、存在しなければならないと、私たち研究会は改めて考える。理念不在の小手先の「改革」は不毛であり、短命に終わることを十二分に承知し、今後を見据える活動をさらに進めなければならない。

今回の研究集会では、従来に比べ半日間規模を拡大して実施する。すなわち、第一日の午前・午後を使って「レファレンスサービスの歴史と展望」を特集テーマに、その歴史から今後の展望を考察する機会を設ける。

具体的には、午前に、田村俊作氏（慶應義塾大学）に「レファレンスサービスの連続性と断絶」と題する基調講演をお願いした。また、午後は、田村氏の基調講演を受けて、「レファレンスサービスの歴史と展望」と題するシンポジウムを実施する。パネリストは、根本彰（東京大学大学院）、阪田蓉子（明治大学・本研究会代表）、斎藤文男（富士大学）の三氏である。根本氏からは「レファレンスサービスの果たす機能」、阪田氏からは「レファレンス情報源」、斎藤氏からは「レファレンスライブラリアンの養成」と、それぞれの角度からレファレンスサービスを考える問題提起をしていただき、その後、参加者の皆様とともに議論を深めたいと考える。会員、非会員を問わず、レファレンスサービスに関心を持つ多くの方々の参加を期待したい。

なお、シンポジウムのコーディネータは小田光宏氏（青山学院大学）であるが、小田氏には今回の特集テーマに関して、全般にわたり企画の中心になっていただいた。

基調講演

田村 俊作（慶應義塾大学）

- 講演題名
レファレンスサービスの連続性と断絶
- 要旨

わが国のレファレンスサービスは明治末年に始まり、戦前期にも、主として公共図書館で、一定程度行われていたことは、近年のいくつかの研究により知られるようになってきている。レファレンスサービスは、わが国においても相当程度の歴史を持つサービスなのである。しかしながら、レファレンスサービスが、そのような長い歴史の中で、順調に発展してきたと考える人は、仮にいたとしてもごく少数であろう。わが国のレファレンスサービスは、今日に至るまで、ついに十分な発展の契機を持ち得ていないのである。

他方、わが国のレファレンスサービスが、その長い歴史において、終始低迷状態にあったとするのも余りに短絡的である。話を公共図書館に限定しても、歴史の中で少なくとも二つの断絶を見ることができる。すなわち、一つは戦前から戦後にかけての断絶で、戦後の再出発の中で、志智嘉九郎等によりレファレンスサービスは強力に推進されることとなった。いま一つは『市民の図書館』以前と以降との間の断絶で、レファレンスサービスは貸出しと並び図書館の基幹サービスと位置づけられる一方、当面の重点事項からは外されることとなった。

今回の講演では、この二つの「断絶」を主に取り上げ、そこで消えたもの、継承されたもの、変容したものが何かを検討することを通じ、「断絶」の意味を探ってみたい。

さらに、現在もまた、われわれはある種の「断絶」を経験しつつあるのかもしれないと考えることもできよう。しかし、仮にあったとして、現在の断絶の性格はわかりにくい。情報化に伴う技術的な側面や、行政改革に伴う図書館経営の変化などが、互いに関係しつつ今日の状況を形作っているように思えるからだ。今回の講演では、このような現在の状況についても考察してみたいと考えている。

シンポジウム

【問題提起 1】 レファレンスサービスの果たす機能
根本 彰（東京大学大学院）

このシンポジウムにおいて私に与えられた役割は、基調講演で語られるであろう戦後の公共図書館論におけるレファレンスサービスの歴史的な位置づけを踏まえて、

これを現在の公共図書館サービスポリシーに照らして再度検証することである。

私は「レファレンスサービス」とは図書館員が資料と利用者のあいだの濃厚な媒介を志向するサービスの総称であると理解している。その意味では、狭い意味のレファレンスサービスだけではなく、ある種の児童サービス、障害者サービス、郷土資料サービス、読書案内、さらにはきちんとした目録作成等々のものが含まれる。これらは資料提供論以前の図書館サービスに含まれ、「中小レポート」の提言にも含まれていた。しかしながら、1970年代以降の貸出重視の図書館運営論は資料と利用者の無媒介的で効率的なサービスに向かう方向を選んだ。

これがなぜなのかを考察したい。新公共経営論(NPM)的なサービス論において、すべてのサービスはコストパフォーマンスで評価されるようになってきている状況のなかで、公務員たる図書館員の高額の人件費に見合ったパフォーマンスを正当化する専門的サービスを構築できるとすれば、それはこの意味の「レファレンスサービス」を明確に制度化できたときしかありえない。

とりあえず検証すべきポイントは、次の5項目である。

- ① 占領期の CIE 図書館におけるアメリカ的なサービス
- ② 志智嘉九郎の神戸市立図書館における実践
- ③ 「中小レポート」と60年代の実践
- ④ 「市民の図書館」とその後の「資料提供論」
- ⑤ 1990年代後半以降の「見直し」

【問題提起 2】 情報源の史的変遷

阪田 蓉子 (明治大学)

はじめに

I 1890年代 図書館におけるレファレンス・サービス（ワーク）開始

1. 印刷メディア

- ① 専門書、紀要、新聞、雑誌、報告書、パンフレットなど
- ② レファレンス・ツール
 - 一次情報源（種類）
 - 辞書・事典、便覧・年鑑、地名・人名事典など。
 - 二次情報源（種類）
 - 書誌、索引、抄録誌など。

II 20世紀前半

2. マイクロ資料（マイクロフィルム、マイクロフィッシュ）

3-1 視聴覚資料

絵葉書、写真、地図、スライド、映画フィルム、レコード

III 20世紀後半

3-2 視聴覚資料 ビデオ、CD、LD、DVD など

4. 電子メディア

1960年代後半?	データベース
1970年代後半?	CD-ROM
1990年代後半?	インターネットリソース (マルチメディア=文字、音声、画像、動画)

IV 現在から将来へ

多様化する情報ニーズ

多種多様な情報源の利用 (記録されたもの以外のもの
=人、文化、習俗、伝承など)

おわりに

情報源の評価の必要性

情報源に関する利用者案内

【問題提起 3】 レファレンスライブラリアンの養成：日本の公立図書館の現状をふまえて

齋藤 文男 (富士大学)

1. 司書をフロアに放て!! (現役司書による on the job training)
 - 1) 司書によるポイント制 Reference Rover (フロアでのぶらつき)
 - 2) 司書による開館時間中の排架・整架
 - 3) 図書館員用の棚づくりから利用者動向にそった棚づくりへ
2. 他館 (他人) を見て、自館 (自分) を知る
 - 1) 調査プロセス比較法 (三多摩レファレンス探検隊方式) の効用
 - 2) 他館の「開架書架」と「司書の動き」の見学
 - 3) レファレンス実践研修は市町村立図書館のフロアで
3. 調査メモ (レファレンス記録) が残せるか?!

◎結論：直接的・人的支援 (技術) と間接的・物的支援 (技術) の融合

⇒ これが養成のめざすモノである。

第 2 日

個人発表

【発表 1】 10:00-11:00

中山 愛理（図書館情報大学大学院）

● 発表題名

アメリカ公共図書館におけるアウトリーチサービスの歴史

● 発表要旨

1960年代に始まったとされるアメリカの公共図書館において、アウトリーチサービスの歴史を対象として検討を加える。本報告では、アメリカのアウトリーチサービスの歴史を論理的に発生・発展・衰退の3期に分け、具体的なサービスの展開を眺める中からアウトリーチサービスの本質、サービスの内容とサービス対象の拡大、変化について明らかにすることにしたい。合わせてハイブリットライブラリーにふさわしいアウトリーチサービスのイメージを探ることとする。

【発表 2】 11:00-12:00

石田 香（東京大学大学院教育学研究科博士課程）

● 発表題名

イギリスにおける公貸権制度導入までの経緯

● 発表要旨

近年、従来のような公共図書館のあり方に対する外部からの批判が強まっている。作家や出版者のなかには、公共図書館による同一著作の大量購入が著作権者の権利を侵害しているとして、図書館の貸出に係る補償金の制度（いわゆる公貸権制度）の創設を求める者もでてきた。そのような公貸権制度の導入をめぐる議論のなかで、最も頻繁に引き合いに出されるのが、イギリスの制度である。

今日、公貸権制度はヨーロッパ諸国を中心に広く実施されているが、イギリスの制度の最大の特徴は、あくまでも自著の利用に対する個々の著作者の「報酬請求権(remuneration right)」として公貸権を位置づけている点である。これは、「文化活動に対する保護(patronage)」という性格が強い北欧諸国の例とは大きく異なる。イギリスで最初の公貸権法(Public Lending Right Act)が成立したのは1979年のことであるが、公貸権をめぐる議論自体は1951年から行われてきた。本発表では、1951年から1979年までの時期を4つに区分したうえで、各期の議論を当時の図書館界の動きや文化政策の動向と絡めつつ検討し、上述したようなイギリスの公貸権制度が形成されるに至った経緯について考察する。

【発表 3】 13:00-14:00

鈴木 宏宗 (国立国会図書館)

● 発表題名

国立国会図書館長としての金森徳次郎

● 発表要旨

金森徳次郎は国立国会図書館の初代館長である。彼は同館の創設期を考察する上で重要な存在であるが、図書館長としての活動を包括的に取り上げたものは見当たらない。本発表では、彼の国立国会図書館長への就任をめぐる状況、館長としての業績(副館長と幹部職員の任命、一般公衆へのPR活動、同館の管理運営)及びその辞任の引金となった春秋会の問題、辞任の影響等について、当時の国立国会図書館の状況に言及しながら考察する。

【発表 4】 14:00-15:00

小川 徹 (元法政大学)

● 発表題名

品川縦覧館について

● 発表要旨

明治 25 年、江戸時代には、東海道が、江戸を離れようとする所に置かれた品川宿、そのにぎわいがまだ残っているところに品川書籍館がつけられました。これをめぐって若干のことについてお話をしようと思います。

会員総会

次のような案件の審議を予定しています。多くの方のご参加をお願いします。
なお、その他検討すべき議案などがあれば、事務局までご連絡ください。

議事内容

1. 日本図書館文化史研究会 2002 年度活動報告(2002.4-2003.3)
2002 年度の本会の活動内容をご報告します。11 ページの資料をご参照ください。
2. 日本図書館文化史研究会 2002 会計年度決算報告(2002.4-2003.3)
2002 会計年度の本会の決算をご報告します。12 ページの資料をご参照ください。
3. 日本図書館文化史研究会 20 周年記念事業決算報告
20 周年記念事業の決算をご報告します。13 ページの資料をご参照ください。
4. 日本図書館文化史研究会 2003 年度予算 (案)
2003 年度の本会の予算、ならびに活動計画を提案します。14 ページの資料をご

参照ください。

5. 「日本図書館文化史研究会規約」の改定について
「日本図書館文化史研究会規約」の一部改定を提案します。15～17 ページの資料
をご参照ください。

会場案内

日本図書館文化史研究会 2002 年度活動報告(2002.4-2003.3)

1. 20 周年記念(第 19 回)研究集会・総会の開催

参照：『ニューズレター』第 82 号

期 日 2002 年 9 月 15・16 日

会 場 アルカディア市ヶ谷・法政大学大学院棟

- 研究会の創立 20 周年を記念事業して、規模を拡大して実施した。
- 第 1 日目は 20 周年記念シンポジウムと記念パーティ、第 2 日は個人発表 4 件と総会を実施した。
- 20 周年を期して石井敦、岩猿敏生、藤野幸雄の 3 氏を名誉会員に推戴した。
- 総会では、2001 年度活動報告、2001 年度決算報告、2002 年度予算、「『図書館文化史研究』投稿規定・執筆要領」の改定が承認された。

2. 機関誌『図書館文化史研究』第 19 号の刊行(2002 年 9 月)

20 周年記念号として、13 名の執筆者から寄稿を得て、増ページの上、刊行した。

3. 会報『ニューズレター』の編集刊行

第 80 号を 2002 年 5 月、第 81 号を同 8 月、第 82 号を同 10 月、第 83 号を 2003 年 2 月に刊行した。

4. 研究例会

(1) 第 1 回例会(期日：2002 年 6 月 1 日、会場：同志社大学今出川キャンパス)
2 件の発表を実施した。参照：『ニューズレター』第 81 号

(2) 第 2 回例会(期日：11 月 17 日、会場：明治大学駿河台校舎)
大学史研究会主催「大学史研究セミナー」に協賛して、2 件の発表を実施した。参照：『ニューズレター』第 83 号

(3) 第 3 回例会(期日：2003 年 3 月 3 日、会場：東洋文庫)
東洋文庫の見学会を実施した。参照：『ニューズレター』第 84 号

5. 運営委員会の開催

6 月 1 日(同志社大学)、9 月 16 日(法政大学)、11 月 17 日(明治大学)、2 月 1 日(臨時・明治大学)、3 月 3 日(東洋文庫)の 5 回実施。

6. 学術研究団体登録

日本学術会議の第 19 期登録学術研究団体となった。

7. その他

会員数は、2003 年 3 月末日現在で 146 名です(新入会：10 名、退会：4 名)。

日本図書館文化史研究会2002会計年度決算報告(2002.4-2003.3)		
収入	1,332,500	
	金額	備考
郵便局貯金利子	0	
会費	417,820	
00年度分	3,000	1名
01年度分	24,000	8名
02年度分	381,500	127名(うち500円過納1名)、前年度納入済6名、未納16名
03年度分	21,000	7名
同振込手数料	-8,680	
第3回研究例会参加費	3,300	
	3,300	11名*300円
前事務局からの送金	911,380	
4月15日送金分	205,000	前年度繰越金
同送金手数料	-140	
8月26日送金分	166,006	積立金150,304(150,000+利子-税)+前事務局残金
同送金手数料	-220	
9月6日送金分	552,874	積立金(550,000+利子-税)
同送金手数料	-140	
	-12,000	前口座への会費振込み4件分
支出	786,052	
	金額	備考
『ニューズレター』80号発行費	30,425	
印刷費	16,800	
同振り込み手数料	105	
同送料	13,140	146通*90円
同海外送料	380	2通*190円
『ニューズレター』81号発行費	51,490	
印刷費	37,485	
同振り込み手数料	315	
同送料	13,230	147通*90円
同海外送料	460	2通*190円+追加
『ニューズレター』82号発行費	33,555	
印刷費	19,950	
同振り込み手数料	105	
同送料	13,500	150通*90円
『ニューズレター』83号発行費	32,035	
印刷費	17,850	
同振り込み手数料	315	
同送料	13,410	149通*90円
同海外送料	460	2通*190円+追加
事務局経費	77,728	
事務局移転費	26,105	
通信費	18,380	
例会開催費	4,872	
事務用品購入	1,794	
運営委員会開催費	12,379	
機関誌19号追加購入	4,368	
交通費	9,830	
20周年記念事業への充当金	560,819	
2003年度への繰越金	771,681	
監査報告		
2002年度の監査の結果、帳簿の記入、事務処理が適正に行われていたことを報告します。		
	監事	山本 順一 印
	監事	山口源治郎 印

日本図書館文化史研究会 2003 年度予算（案）

日本図書館文化史研究会2003年度予算(案)		
○ 一般会計		
収入	624,097	
	金額	備考
郵便局貯金利子	16	
会費	380,900	
03年度分	390,000	130名×3000円
同振込手数料	-9,100	130名×70円
研究会・集会参加費	70,500	
第1回例会	5,500	11名*500円（実施済）
第2回例会	5,000	10名*500円
第3回例会	5,000	10名*500円
研究集会	55,000	50名*1000円
雑収入	1,000	予稿集売り上げ
2002年度繰越金	171,681	繰越金のうち60万円は特別会計へ繰り入れ
支出	624,097	
	金額	備考
『図書館文化史研究』20号発行費	300,000	
『ニューズレター』発行費	149,170	
84号	33,170	（発行済）
85号	50,000	「会員名簿」を含む
86号	33,000	
87号	33,000	
研究会・集会運営費	78,757	
第1回例会	8,757	（実施済）
第2回例会	5,000	
第3回例会	10,000	
研究集会	55,000	
事務局経費	45,000	
通信費	20,000	
事務用品購入	10,000	
運営委員会開催費	10,000	
交通費	5,000	
2003年度積立金	50,000	特別会計へ繰り入れ
予備費	1,170	
○ 特別会計		
2002年度繰越金から	600,000	繰越金のうち171,681円は一般会計収入へ繰り入れ
2003年度積立金	50,000	

「日本図書館文化史研究会規約」の改定について

本研究会の規約は、1995年9月に制定されましたが、昨年日本学術会議の学術研究団体登録申請に際し、同事務局より、その第2条について実態との乖離を指摘されました。そこで次のように第2条を改めたく、会員の皆さんにお諮りします。

<p>(現 行) 本会の事務所の所在は、原則として、第11条に定める事務局長の属する機関におくものとする</p> <p>(改定案) 本会の事務所の所在は、原則として、<u>運営委員会</u>の定める機関におくものとする</p>

以下に「規約」改定案の全文を掲げます（下線は今回の改定部分）。

日本図書館文化史研究会規約（案）

第1章 総 則

第1条 本会は、日本図書館文化史研究会（Japan Association of Library and Information History）と称する。

第2条 本会の事務所の所在は、原則として、運営委員会の定める機関におくものとする。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、図書館文化史とそれに関連する諸部門に関する研究およびその研究者相互の協力を促進するとともに、外国の関係学会との連絡を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 研究者の連絡および協力促進
- 2 研究会および講演会の開催
- 3 機関誌、その他図書等の刊行
- 4 「ニューズレター」の定期的発行
- 5 外国の関係学会との連絡および協力
- 6 前各号のほか、運営委員会において適当と認めた事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員となることができる者は、次の各号に定める資格を有する者で、運営委員会の承認を得た者とする。

- 1 大学等の教育研究機関において図書館文化史に関連する分野を専攻する者またはこの分野に関心をもつ研究者
- 2 図書館実務に携わり、図書館文化史に関連する分野に深い関心を抱く者
- 3 前2号のほか、図書館文化史に関心をもつ市民で、運営委員会が会員としてふさわしいと認めた者

第6条 会員となろうとする者は、本会事務所あてその意思を証する書面を提出しなければならない。

第7条 本会に、名誉会員をおくことができる。名誉会員は、運営委員会の推薦にもとづき、総会において決定する。

第8条 会員は、名誉会員を除き、総会の定めるところにより、会費を納めなければならない。

- 2 会費は年 3,000 円とする。

第9条 会員は、本会の機関誌、ニューズレターの無料配布を受ける。

第10条 会員は、次の場合には、退会したものとする。

- 1 本人が退会を届け出たとき
- 2 会費を連続2年間滞納し、会員にとどまる意思が明確でないと運営委員会が判断したとき

第4章 機 関

第11条 本会に次の役員をおく。

- 1 代 表 1名
- 2 運営委員 15名以内
- 3 監 事 2名
- 4 事務局長 1名
- 5 編集委員 若干名

第12条 運営委員および監事は、総会において選任する。

- 2 代表は、運営委員会において選任し、総会の承認を得る。
- 3 事務局長および編集委員は、運営委員会において互選する。

第13条 前条の役員の任期は、原則として、総会により選任、承認された翌年の4月1日から満3年とする。

- 2 補欠の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。

第14条 代表は、本会を代表する。

- 2 代表が故障のある場合には、代表の意向を尊重し、運営委員会において代表代行を選任する。

第15条 運営委員は、運営委員会を構成し、会務を執行する。

- 2 運営委員会は、事務局長に日常的会務の執行を委任するものとする。
- 3 事務局長は、円滑な会務遂行のために、事務局次長1名を委嘱することができる。

第16条 監事は、会計および会務執行の状況を監査する。

- 2 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

第17条 運営委員会は、毎年1回、通常総会を招集しなければならない。

- 2 運営委員会は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。
- 3 会員総数の5分の1以上の会員が、会議の目的を明示して請求したときは、運営委員会は臨時総会を招集しなければならない。

第5章 規約の変更および解散

第18条 本規約の変更には、総会の議決を必要とする。

第19条 本会の解散は、運営委員会または総会員の5分の1以上の提案にもとづき、総会出席会員の3分の2以上の賛成を得なければ、これを行うことができない。

付 則

- 1 本規約は、1995年9月10日より施行する。
- 2 1995年度総会るとき、図書館史研究会の会員である者は、本規約の発効とともに、日本図書館文化史研究会の会員となる。
- 3 1995年度総会において、選任、承認された役員の任期は、1995年9月10日から1998年3月31日までとする。

付 則 (2003年9月21日)

- 1 本規約は、2003年9月21日より施行する。

『図書館文化史研究』第21号原稿募集のお知らせ

機関誌『図書館文化史研究』第21号の原稿を募集します。「投稿規定・執筆要領」は、別記事務局までご請求ください。

原稿の締切は2003年12月末日です。ふるってご投稿ください。

なお、この件に関するお問い合わせ、ならびに原稿の送付先は別記事務局までお願いします。

【図書館文化史研究 文献紹介】

水谷長志著『図書館文化史』(図書館情報学の基礎 11) 東京 勉誠出版 2003.5
142p 1,200円 +税 ISBN4-585-00196-4

著者は東京国立近代美術館企画課主任研究官で 1957 年生まれ。金沢大学史学科卒後、図書館情報大学卒。アート・ドキュメンテーション研究会の設立に参画、幹事長などを務め、「矢代幸雄の美術図書館プラン」(『図書館情報学の創造的再構築 藤野幸雄先生古希記念論文集』所収)などの業績を発表されており、その方面に積極的関心は限られるのかと思われたが、図書と図書館全般の歴史に就いて 1 冊まとめているのには感心した。しかも独特なまとめ方が注目される。何しろ新書級の小さい本に司書課程で教える範囲(西洋・東洋・日本)を網羅しようというのだから大変である。「タブローを描くには…十分な紙幅はありませんでした」としながら「テキストとなるよう試みた…ささやかなスケッチ」という。著者は「1. 古代の図書と図書館」「2. 西洋の図書と図書館」「3. グーテンベルクのもたらしたもの」「4. 近代化する西洋の図書館と図書館人の試み」「5. アメリカの図書館と図書館人の試み」「6. ドキュメンテーション活動から国際協力へ」「7. 日本の図書館の近代」「8. 現代の「図書館のめざすもの」」の 8 章立てとし、最後に「9. 図書館文化史研究のための〈文献案内〉」として研究法、図書館史、図書と読書史、本文各章対応文献などに分けて 150 点に余る文献が挙げられていて、紙幅不足による説明欠如を **further readings** で救済、責任免除を願っているように見える。責任のないエッセーならば、一種格好いいスタイルというのかも知れないが、本書の原型は通信教育の司書課程教材として「図書及び図書館史」のテキストの由で、それにしては学生に不親切ではないだろうか。やはり最低限学ぶべき事柄はきっちり書いておく責務を免れない。補足に学生が参照を求められるのは百科事典や専門事典類、歴史年表・地図帳などの参考図書の範囲であろう。著者は「図書館文化史の全般に平均して書く困難を避けてしまったかわりに、[ノート]の欄を設けて、図書館の歴史のわき道で出会ったエピソードやヒントを紹介して、教科書的な記述の平板さにアクセントをつけてみました」といい、次記ノート 17 項目を掲げている。「1. ペルガモンの図書館とパーチメント」「2. 東アジアの印刷術」「3. 『薔薇の名前』と修道院図書館」「4. 『消えた印刷職人』」「5. ローマ数字を読み解こう」「6. シャルチュエの「壁のない図書館」あるいはボルヘス「バベルの図書館」」「7. ウィリアム・モリスとケルムスコット・プレス」「8. ジョン・コトン・デイナと『さようなら、コロンバス』」「9. 佐野友三郎著『米国図書館事情』大正 9 年(1920)」「10. 記録される図書館—ニューディール政策下のアメリカにおいて」「11. 「ある知的生涯」の図書館—ヴァールブルク文庫」「12. 一人の男が作ったアメリカの「図書館目録」—チャールズ・エヴァンズ」「13. ふたたび、シャルチュエ『書物の秩序』—その「エピローグ」から」「14. 本木昌造と明朝活字」「15. 「三四郎」の図書館と明治～大正の小説と装丁」「16. 日本のライブ

ラリー・ビューロー間宮商会」 「17. 図書館と図書館員の国際交流」の各コラムはそれぞれ有意義だが、本文に書くべき項目とコラムとの間に区別があっても良かったのではなからうか。

次に章分けについて一言すれば、第1章「古代」の末尾の節に「1. 4 近代以前の日本の図書と図書館」を配し、併せて〔ノート 1, 2〕を並べているが、此处は「近代前の東アジア（または中国）の図書と図書館」とし、「近代前の日本」は第7章の冒頭に1節設けて本書に載っている程度の解説を加えたほうがすべて移入技術なので、筋が通るように思われる。明治5年市川清流による書籍館設立建議は町田久成の博物館創設と呼応する形で提示された。市川は幕府遣欧使節随員として、町田は薩摩藩留学生として、ともにロンドンに到り大英博物館と同博物館付属図書館とを見学し、モデルに描き考えている。著者は書籍館と東京書籍館を同質に理解しているが、後者は田中不二麿が岩倉使節団で米欧を視察し、学監マレーの助言に沿って明治8年創設の米国流、無料制の図書館である。明治10年西南戦争の軍事費捻出のための行政整理で東京書籍館は廃止、急場を東京府へ移管の形で救う。東京府書籍館として3年後、文部省が引き取り東京図書館として復活した。明治18年同館は東京教育博物館に併置され、同博物館図書室に位置する。このときから有料制となった。この辺も触れるからにはしっかり明らかにすべきであろう。最初の文部省博物館・書籍館はウィーン万国博覧会事務局に吸収された。次いで内務省博物館として一度は町田の夢の総合博物館の体裁を整えるが、忽ち行政改革の波に洗われて、農商務省博物館に博物館、書籍は内務省に残置され、分断されてしまう。博物館は皇室資産強化を図った岩倉具視らの策で帝室博物館となり、現東京国立博物館へ進んだ。その書籍は殆ど内閣文庫（国立公文書館内）に収まる。他方、東京図書館は教育博物館図書室に居候ではあったのに、独立の官制に守られて居座ったが、教育博物館の施設は帝室博物館設立に協力した岡倉天心への論功行賞として東京美術学校へ提供され、教育博物館の資料は東京高等師範学校付属博物館へ渡った。大正3年東京教育博物館として再生、10年東京博物館と改称、昭和6年東京科学博物館と改め、上野へ移転。24年一旦廃止、同日付で国立科学博物館設置となったのだ。また、〔ノート〕17件のうちでシャルチェの『書物の秩序』を2度も扱うのも著者の好みといってしまうえばそれまでだが、いかがなものか。幾らでも挙げるべきものはあるだろう。たとえばチャールズ・ジュエットを無視しているのはどんなものか。総目録や印刷カードの思想は彼に始まるのではないか。

小冊子で、中身の濃い図書館文化史の記述は我々にとって、ひとつの目標といえよう。欲張り過ぎない枠組みで更に検討を重ねたいものである。

（石山 洋：元国立国会図書館）

2003 年度第 3 回研究例会の開催と発表者の募集について

大阪府立中之島図書館は、明 2004 年に創立百周年を迎えます。同館ではこれを記念して各種の記念事業が行われます（記念事業につきましては、同封資料をご参照ください）。

本研究会では、記念事業のひとつである「中之島図書館百年展」の開催時期にあわせて、2003 年度第 3 回研究例会を開催し、同時に同館の見学会を行うことになりました。

ご承知のように、1904 年建設の中之島図書館は国の重要文化財に指定されていますが、例会会場である隣接する中央公会堂も 1918 年完成のネオルネッサンス様式の名建築です。

つきましては、この研究例会での発表者を募集します。発表ご希望の方は、別記事務局までご連絡ください。

なお、この研究例会の詳細につきましては、本誌 87 号（2003 年 2 月頃発行予定）でお知らせします。

記

- 日 時 2004 年 3 月 6 日(土) 14 時～16 時 30 分
- 場 所 大阪府立中之島図書館・大阪市中央公会堂
- 参加費 500 円（予定）
- 内 容 14:00-14:50 研究発表（公会堂地階第 1 会議室）
15:00-16:30 中之島図書館見学
※ 「百年展」は、研究例会の前後に各自で参観してください
- 交 通 地下鉄御堂筋線・京阪電鉄「淀屋橋」下車

研究例会発表募集のお知らせ

本研究会では、毎年度 3 回（6 月頃、12 月頃、3 月頃）研究例会を実施しています。研究例会での発表を希望される方は、次の各項を明記して、別記の事務局までお申し込みください。

- 氏名（所属）
- 連絡先（住所、電話、メールアドレス等）
- 発表題目
- 発表要旨（200 字程度）
- 発表時間（通常質疑応答を含め 1 件 1 時間程度）
- 発表希望場所（例：関東、関西）

2003 年度第 1 回研究例会報告

実施日：2003 年 5 月 31 日

会場：京都大学教育学部

5 月 31 日（土）、2003 年度第 1 回研究例会が京都大学教育学部を会場に開催されました。1 年ぶりの関西地区での例会開催となり、参加者は 12 名（うち非会員 2 名）でした。会場の確保等でご協力いただいた京都大学の川崎良孝先生にお礼申し上げます。

本例会では『予稿集』を作成しました（A4 版・本文 33 ページ）。この『予稿集』を実費（300 円）にて頒布します。ご希望の方は、事務局までご連絡ください。郵送の場合、540 円分の郵券（制作費 300 円+送料 240 円）を同封し、送り先の住所・氏名を明記の上、事務局まで申し込んでください。

【発表 1】

前田 稔（筑波大学大学院博士課程）

● 発表題名

アメリカにおける学校図書館裁判史

● 発表要旨

アメリカで 1972 年から 10 年にわたり下された、学校図書館蔵書の除去をめぐる 13 判例を 3 の時期に分けて概観した。発表では、裁判所各判断の紹介に重点をおき、判決に至る理論展開を明らかにすることに努めた。

(1) プレジデント事件型とミナーシニイ事件型

合衆国裁判所がはじめて扱った裁判がプレジデント事件である。第 2 巡回区合衆国上訴裁判所は「わが国の公教育は州と地方の当局の統制に委ねられている。裁判所が学校制度の日常的運営から生じ、憲法上の基本的な価値と直接的かつ明確に関連のない対立の解決に介入しないし、介入できない」と述べて蔵書除去を合憲とした。一方、4 年後のミナーシニイ事件において第 6 巡回区合衆国上訴裁判所は、図書館を、思想の自由市場における強力な資源、思想の普及に献身する機関であり、静かな言論のフォーラムであると位置づけて違憲判断を下した。以降しばらくは、プレジデント事件型（ザイカン事件）とミナーシニイ事件型（チェルシー事件・サルヴェイル事件・シェック事件）に判決が二分した。

(2) 議論をさらに複雑化した 1980 年の第 2 巡回区合衆国上訴裁判所の判決

ところがピクネル事件とピコ事件では、同一日に同一裁判所が判決を下したにもかかわらず 3 人の裁判官の判断が結論・理論構成ともに分かれた。マンスフィールド裁判官はプレジデント事件型を踏襲したものの、シフトン裁判官とニューマン裁

判官は、それぞれ独自の理論構成でプレジデント事件型とミナーシニィ事件型の両者を混合させ、議論はさらに複雑化した。

とくに注目できるのは、ニューマン裁判官の以下の意見である。「学校における比較的敏感な子供たちは、思想抑圧的な危険行為に注視することを余儀なくされる。これらの本があらわす思想は、受け入れがたく、間違っており、議論も考慮もするべきではないというメッセージを、生徒や教師に公式的に示すことになる。この萎縮効果はあまりに明瞭である。もっぱら思想を理由とした書籍除去の象徴的な効果は、アクセス制限により生ずる結果よりも重要である」。

(3) 混乱の收拾を図ったものの、結局統一できなかった合衆国最高裁判所判決

判例統一の必要性を感じた合衆国最高裁判所は、ピコ事件を受理した。しかし、意見が一致せず、ほとんどの裁判官が異なる見解を記す結果となった。かろうじて相対多数意見をブレナン裁判官が記し、実質的に違憲判決を下した。先で述べたシフトン裁判官の考え方を基礎に、プレジデント型判決とミナーシニィ型判決の両者を加味しており、いわば集大成としての意味合いが強い。このため、結果として混乱が続いた判断に終止符がうたれ、ピコ事件以降、判決の理論構成が対立することは事実上なくなった。

以上の各判決は図書館の本質に迫る議論を展開しており、今日においても参考価値は高い。

【発表 2】

小黒 浩司（作新学院大学）

- 発表題名

岡松参太郎の図書館経営（その 2）

- 発表要旨

報告者は、2002 年 11 月 17 日実施の 2002 年度第 2 回研究例会（大学史研究会主催「大学史研究セミナー」に協賛）において、「岡松参太郎の図書館経営：京都帝大附属図書館・満鉄図書館」と題する発表を行った。今回の発表は、その後の京都大学文書館調査に基づき上記の発表を補足したものである。

1899 年 7 月開設の京都帝国大学法科大学（以下法科大学）は、その創設に際しドイツモデルの教育を展開した。その教育改革は、岡松参太郎、高根義人、織田萬、井上密の 4 名の少壮学者が中心となって推進された。

法科大学はその教育の実施の過程で図書館の役割を重視した。1902 年 11 月、法科大学内に分館が設置され、法科大学の 3 教室を仮書庫として法科図書を別置した。岡松は法科大学図書主任に就任し、分館の充実に努めた。

一方、初代総長の木下広次は図書館に深い関心をもち、附属図書館を「開かれた図書館」とし、「西の帝国図書館」とする構想を抱いていた。附属図書館の位置は、外部からの出入りを考慮したものといわれている。

島文次郎はこうした附属図書館の設立と運営の適任者として館長に選任されたようだ。有名な漢詩家の家に生まれた島は、将来の文科大学開学に際し京都の知識人とスムーズに手をむすび合うために、京都の学者グループ、蔵書家グループと懇意な間柄となることができる人材として選ばれたと推測されている。島の来歴をみても、彼が大学図書館に関する豊富な知識をもち、その機能に対して十分な理解をもっていたとは思われない。

法科大学は図書館を活用した独自の教育を計画し、実行に移そうとした。ところが創立時の事務繁多もあって購入した大量の図書の整理が追いつかず、教学への支障が懸念された。そこで法科大学の教官たちは、法科大学のための分館を設置し、そこに法律関係図書を別置して、自分たちでその整理と管理を行うことを大学当局に要求したとみられる。

法科大学からの分館開設要求を受け、木下総長は島館長にその準備を指示した。1902年6月30日、島は木下に分館設置にあたっての費用概算などを記した文書を提出した。さらに7月10日、島は37条からなる「法科用図書特別取扱手続草案」をまとめ、木下に提出した。

島らが分館設置に向けて準備を進めているさなかの7月14日、岡松・織田・井上・仁保亀松・高根の5名の法科大学教官は、木下総長を批判する「意見書」を提出した。

「意見書」では10項目にわたって、京都帝大の現状から木下の大学運営を拙劣であると指弾しているが、その第6項目で、岡松らは次のように図書館の現状を批判し、島館長の更迭を主張する。

図書ノ整理ヲ後ニシ徒ニ虚名ヲ博スルカ為メニ心身ヲ勞シ時間ト経費トヲ空費スルコト

故ニ図書館展览会ヲ開キ又無用ノ寄贈ヲ受クルカ如キハ之ヲ廃止シ且適任ノ館長ヲ求メテ大学図書館タルノ実ヲ挙ケシム可シ

附属図書館には未整理図書が山をなしていた。ところが島は関西在住の文人との交流に忙しかった。「館長室はあたかも近畿の図書館員、学者、蔵書家、書籍商などのサロンのごとく、常に団欒の気に満ちていたという。」

法科大学の教員たちは、欧米留学の経験から大学教育における図書館の重要性を認識し、図書館に大きな期待を寄せていた。しかし附属図書館の実態は、彼らの考える図書館の姿とはあまりにかけ離れていた。そこで木下に異例の館長更迭要求を突きつけたのであろう。

7月31日に制定された「法科用図書取扱手続」23条は、10日に島が提出した「草案」の内容とは大きく異なるものであった。そこには「帝国大学図書館は帝国図書館にあらず」という文言が盛り込まれた。附属図書館をめぐる木下・島らと法科大学側との対立は非常に深刻なものであったのである。

法科大学教官による館長交代要求にもかかわらず、島は1910年7月第三高等学校教授に任ぜられるまで、その職にとどまった。しかしその後彼は図書館界との関係を絶ち、英文学者として後半生を送る。

1900年2月関西文庫協会（以下協会）が発足、翌年4月には機関誌『東壁』が創刊された。協会の活動を法科大学の教官たちは積極的に支持していた。例会では毎回のように法科大学の教官が講演を行い、欧米の先進的な図書館事情を伝えた。1901年6月の第7回例会で、木下など28名を名誉会員に推薦するが、そのなかには織田、井上、岡松、高根ら6名の法科大学教官が含まれている。

ところが『東壁』の刊行は、1902年3月発行の第4号で停止し、例会の開催も翌年6月の第14回で途絶えたと見られている。協会の活動が1902～03年頃に突然停滞した理由については定かでない。広庭基介は、協会がサロンの空気に安住してしまったことなどを挙げている。岩猿敏生は、財政的な原因が大きかったとする。

一方この時期は、附属図書館や島に対する批判が高まった時期と重なる。前引した1902年7月10日の「意見書」の第2項には次のようにいう。

事務ノ任ニ当ル者ニシテ大学ト何等関係ナキ団体集会等ニ干与シ事務ヲ曠廢スルノ虞アルコト

故ニ職務上支障アルニ拘ラス武徳会美術工芸展覧会等ニ関係スルカ如キハ之ヲ不可トス

法科大学の教官たちは、当初協会を強く支持していた。ところがその活動傾向は「近代図書館運動の育成ということよりも、むしろ古書古画などに対する趣味」に移っていった。協会の変容は彼らの期待を裏切るものであり、島批判の一因となったとみられる。関西文庫協会の活動が停滞し、『東壁』の刊行が途絶えた理由も、ここにあると思われる。

【発表3】

宍道 勉（鳥取短期大学）

- 発表題名

比較図書館法学への試み—イタリア図書館法と日本の図書館法—

- 発表要旨

1. 発言の狙い

民主主義国家とは法治国家である。その体制に於いてはあらゆるシステム、概念と人間の行動が「法律」に守られ、その維持・存続がはかられる。それは国家権力の具体的な行使である。となれば「図書館法」は図書館を守りその維持・存続に権威を持って機能を果たす役割があると見なければならない。

そこで今回は「図書館法」が実際にどのような権力を持って図書館に対処しているか、そしてその維持・存続を図っているかを調べる。しかしただ一つの「図書館法」に限定すると単なる現状把握と紹介に終わっててしまう。それを避けるために歴史的、および他国の「図書館法」と比較考察することで「図書館法」の意義と時代的、国家的背景を探ることが出来ると考える。それは同時に図書館の本質を窺い知ることになるのではなからうか。今回の発言はその試みである。

2. 定義

-1 比較とは

比較という行為そのものはあらゆる人が行うところであり、人はいわば絶えず「比較して生きる」ことを本来身につけている。つまり2つまたはそれ以上の対象を共通の場に取り出し、比較対照することで様々な見解を表明し記述し、それらの異同を明らかにする操作である。それは必ずしも優劣の判定とは限らない（参考文献1）。

-2 比較学

元々比較学問ではその多くが形あるものをその形状や特徴を、遺伝学・形状的視点で捉える方法で自然科学の中でも医学分野から発生したものである（17世紀の比較解剖学、18世紀の比較生理学）。ところが近代になって思想や文化のように形を持たない対象をも比較して捉える学問が人文・社会科学の諸分野に比較諸学が広がったのは1880年代の19世紀から20世紀に入ってからである（参考文献2）。

これら比較学に共通する特性は比較という特性を介して、2つそれ以上の研究対象の類似と相違を挙示する手法である。

-3 比較学の進展

この比較手法と成果を思想・文化・文明へ適用することで比較思想・比較文化・比較文明の諸領域が開拓された。さらに「比較する」という方法の性格から、比較学は学問の一つの既成分野・領域にとどまることなく、2つそれ以上の分野・領域にわたることから学際的研究へと進む。

-4 比較図書館法学

図書館学の定義はつまり研究対象の図書館そのものが歴史的に変化（それは進化であり必ずしも進歩・進展とは限らない）するとともに内容が多彩に大幅に広がりを見せるのは当然である。ところが現在は図書館システムや利用者研究よりも図書館が扱っている「情報」あるいはそのメディアを対象とする「情報学」があたかも図書館学のごとくである。図書館学の衰退あるいは最近よく使われる「劣化」といっても過言ではない状況にある。また図書館史といえば村上の言うとおり（注1）歴史を「筒」で見ると過去から現在、あるいは現在から過去へと図書館をたどるに過ぎない。そこで述べられるのはせいぜいその時代に登場するシステムとしての図書館の形であり、同時代の資料との関連や事実を語ることはあってもその時代、その地域、その人民との関わり合いは述べられることはない。図書館の歴史に関する学会と言え、古い文献を紹介するだけでそれがその時代の図書館で意味していること、現代の図書館におけるその意義を問うことはない。

そこで従来の図書館学にとらわれないで新しい図書館学を追求する筆者としては、学際的研究、あるいはグローバルな枠組みでの政治・社会・歴史などの変革との関係を求めるようとしている。すなわちこれまでの西欧中心の学問のあり方を反省し東洋ないし第三世界における学的探求とその成果への関心を促すようになる。ただ図書館学分野では情報学に見るとおりグローバルどころか学際的研究は皆無という極端かもしれないが寂しい限りであると言っている。そこで私は数年前からグロ

一バルな比較図書館学の取り組みとして「図書館人類学」と名付けた図書館の歴史的研究を行っている。最早そこでは対照の類似と相違を挙示する方法はとらない。対象とする図書館が普遍で類似的でなく、その土地とその文化に密接な関係にある独特な存在であることを検証することとしている。

そして比較図書館法学は比較法学を含む法律学、地誌学、歴史学との学際的研究を採り入れることで、さらに図書館学の一環として捉えるものである。

3. 比較図書館法学の研究内容

-1 図書館法の目的

第一に他国の図書館法を読むことでその法律が意図する目的を探ることができる。例えば日本の「図書館法」は第1章「総則」(この法律の目的)で「第1条 この法律は、社会教育法(昭和24年法律第207号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。」とあり、第2条(第1項)は「この法律において図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法(明治29年法律第89号)第34条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。」と図書館の定義を明確にする。同様に「学校図書館法」は第1条(この法律の目的)「この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。」第2条(定義)「この法律において、「学校図書館」とは、小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。)、中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)、及び高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)

(以下、学校という。)において、図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(「以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童または生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。)と目的と定義を規定する。

これを読む限り日本ではこれを制定する側にあった政治や行政を司る人々は社会的に認知され定着していないから先ず「図書館」を「法律の対象とするために」社会システムとしてわざわざ定義したのであり、理解させることを目的としているかのごとくである。しかも「図書館」が「施設」である、という定義は正しく日本人の「図書館観」を如実に示している。さらには後に述べるとおり法的効力が弱いにもかかわらず「社会教育」「学校教育」という憲法の定める「教育を受ける権利」という大義名分を掲げることで法律としての面目を保とうとしているかに見える。

一方でここで比較対照とするイタリアの「図書館法」が図書館を「文化」と捉えている点との違いが明白である。このことは行政組織の面からも窺える、つまり日本では教育機関(システム)と捉えるから「文部科学省」の管轄にあり、科学技術も教育も、文化も何もかもひとからげである。ところがイタリアは図書館が「文化

環境省」に属するものであり、その名称通り「文化」として捉えているのである。

-2 図書館に関する法律の歴史

a. 歴史的比較

イタリアにおける最初の「図書館規則」はまだリソルジメント（イタリア統一＝1867）に達しない1729年には既にその設立と同時に実施されている（注3）。そこには図書館の役割を資料の収集と保存に重点を置くことを定めている。現行法は後に述べるとおり（全64条）資料保存の思想がますます条文に具体的に現れてくる。

日本では図書館法の成立は明治5年(1872年)のたった3条しかない「文部省書籍館規則」に見られるが、そこには「有志による献納」を求めて収集を進める考えがある。それは江戸それ以前に資料を所蔵する図書館のような設備が存在しなかったことをうかがい知ることができる。明治32年(1899)に「図書館令」となって条文も8条となり、公立図書館のための法令であることを明確に示している。この法令のもっとも注目すべきことは第7条「公立図書館ニオイテハ図書閲覧料ヲ徴収スルコトヲ得」とあるように「有料化」を認めていたことである。それが約50年を経た太平洋戦争後の現行「図書館法」になり、条文も29条と増えたものの中身は「図書館令」より進化したものとなっているとはいえない。むしろ図書館思想が薄められたと見て良い。それから最早50年を経過したが、7条を削除した他はさしたる改訂もなく現在に至っている。法律としてはきわめて不備な存在であると言って過言ではない。

-3 類縁機関の実定法

ここまではイタリアの図書館法との比較を概括的にふれたが、図書館法の上位法と規定されている「社会教育法」の元で「同位置におかれる」図書館と類縁機関の一つである「博物館法」も比較しようと思う（参考文献4）。

「博物館法」と比べると両者には多くの点で共通点・類似点が多い、正しく「社会教育法」の下にある「双子の法律」である。

まず条文数だが「博物館法」も「図書館法」と全く同数の29条で構成されている。第1章「総則」の第1条「法の目的」第2条「定義」の第1項と2項についていえば（後者には第3項がない）どちらも「図書館」と「博物館」の名称を取り替えたにすぎない、条文の他の部分は一字一句全く同じ文章である。第3条は前者が「博物館の事業」後者は「図書館奉仕」と異なっているようだが、それぞれの機関の「役割・機能」の羅列であり、用語に相違はあるが内容はきわめて類似している。第4条（前者は館長と職員、5条で後者と同じ表現）になると両者の専門的職員に関する規定、つまり前者は「学芸員と学芸員補」であり後者が「司書および司書補の資格」となる。さらに条文を進めると第7条は両法律とも「削除」している。この条文は国から都道府県教育委員会、そこから市町村教育委員会と私立図書館（前者は私立博物館）に対する指導・助言に関する規定であった。

両者とも第1条「法の目的」で国民にとって博物館も図書館も重要な文化であり教育教養の施設であると示すのは両者の機能・役割の相違点を無視した扱いである10)。これも文化に対する日本の行政の貧しさの一端を窺わせる。

ただ唯一両者が決定的に異なる点は「入館料」の扱いである。「博物館法」第 23 条は「入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。」図書館法第 17 条で「入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。」とここまで同じ文言である。ところが前者だけはその後に「但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる」と但し書きを付する。

博物館と図書館を文化施設として同列におくことに問題はないが、役割において両者が全く異なっていることが理解されていない。これも日本人一般が根本に「図書館」を単なる施設の一つとしてしか考えない証となろう。

-4 法の実効性—法律の持つ効力—

法律はその性質からしてそれが効力を発するためにはどこまで強制力を備えているかに係ってくる。つまり法律違反に対する罰則規定があるかどうかは法律の重要性を表すこととなる。

ところが日本の「図書館法」全 29 条の中に見いだすのは困難で、唯一第 23 条で国が第 20 条 [図書館の補助] の規定によって補助金の交付をした場合、その規定に違反したとき、虚偽の方法で交付を受けたときに当該年度の補助金を返還させなければならない、の規定であろう。

さらに先に紹介した「第 17 条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」は一見して「強制力」ある条文のように見えるが、23 条のようにそれに「違反」したとしても「罰則」を与えないという規定が全くないのである。それは公立図書館を拘束するどころか、むしろ図書館側にとって「有料化」理論への歯止めとして前面に押し出し「公立」のままで存続させるための口実としているのである。

またこのあと述べるイタリア図書館法との決定的な違いは「利用者」に関する規定が全く存在しないことである。権利もなければ義務もない、利用者に関係のない法律という点が法の存在を曖昧なものにしている。

ところがイタリア法ではその前半にあってはその管轄にある図書館に対し、活動（図書館の資料収集、資料組織化への国のポリシーに従うことを明記するとともに財務報告義務などを科している。そしてその規定が順守されない場合には「予算措置」で強制すると定め、図書館への強制力を示している。

また先に触れたとおり日本の図書館には全くない規定が、第 41 条にある利用者への「制裁措置」である。利用者に示された禁止事項（規定の規則あるいは内部規定）は、館内での飲食、喫煙、騒音と資料の汚破損、さらに返却規定（期限）の遵守義務に対応する。その第 1 が図書館長はこれに違反する人を一定の期間図書館から閉め出すことができる。その方法は排除者の名前は図書館にはり出された掲示に表示され、当事者に伝えられる。

さらにその制裁措置は民事あるいは刑事責任それぞれを守ることであるとする。つまり図書館の財産に不法行為を犯す人、資料を盗もうとする人、故意に建物を傷つける人、他の重大な怠慢を犯す人に対して図書館長は予防のために図書館から排

除する措置を執る。そこで図書館長は中央事務局にすぐに伝えるべく詳細な報告書に事実を説明する。場合によっては全ての国立公共図書館から閉め出す手段を講ずるまでに至る。それによって文化環境庁大臣は犯罪行為を犯した人を全ての国立公共図書館から排除すべく処置を講ずる。その制裁措置は3ヶ月以上一定期間となっている。そのあと排除措置の謄本は文化環境庁の官報で公表されると同時に当事者に通知される。大臣の通達によって排除者の氏名は全ての国立公共図書館に伝えられその掲示が図書館に張り出される。

こうした罰則規定の厳しさの中にイタリアの図書館がいかに資料を大切に扱っているかの思想を見ることができる(参考文献5)。

日本の図書館法の内容のまずさを感じさせるものである。

ここでは図書館法が図書館にもたらす影響力を述べてきたが、日本の図書館法が義務・権利規定が薄弱であり図書館にも利用者にも全く関係のないところで存在していることが明らかとなった。

4. 比較図書館法学の研究手法

-1 比較と類型化

一つは図書館法の類型化が必要であろう、その区分は国の政治体制とするか、単に世界を区域に分ける方法が考えられる。いずれにしても日本を基本に置き、英米諸国、英米をのぞくヨーロッパ諸国、さらには発展途上国と呼ばれる地域である。それぞれの国の図書館の位置を見つけることでその重要度を測ることができるかもしれない。いずれにしるこの問題がもっとも困難なことである。

-2 歴史学・地誌的方法

図書館の存在意義を発見するためには、比較対照とする国における図書館の発生から始まり、歴史的背景を見ながら現在への経過をたどる必要がある。そこには当然のことながら、図書館法成立史に当たることが求められる。

-3 現行図書館法比較

最も重要でまた言語の問題を克服できれば逐条比較と条文解釈を行うことができる。

5. 比較図書館法学の目的

図書館法を比較することで解ったことは国によって、つまり文化によって図書館の見方が異なっていることである。つまり図書館がその国にとって重要か、そうでない存在かを如実に表しているのである。

そこで「図書館法」を含め他の国々と比較することで図書館の再定義、図書館とは何かを追求できる。そこで図書館の存在理由、そこで国あるいは歴史上における図書館の役割・目的、図書館への意識変化を比較によって調べることで把握することが可能と考えた。

7. まとめ

比較図書館法学の位置付けを考えると、わざわざ「学」とするまでもなく単に図書館学の比較的方法論として捉えればと言う考えが対抗してくる。しかしこれまでの比較技法はとかく両者を示すだけに止まるか、あるいは数値的「量的」にはか

ることが多い。しかし筆者は図書館を文化と考える場合には図書館学の下位学と捉えていきたい。これからの課題は各国の「図書館法」を比較分析することでそれぞれの国の文化として図書館を明らかにできると考えている。

参考文献

1. 哲学事典、平凡社、1971
2. 中村元監修：比較思想辞典、平凡社、2000
3. 村上陽一郎：科学史の逆遠近法、中央公論新社、1982)
4. 宍道勉「イタリアの図書館」鳥取女子短期大学紀要第 41 号 1-14、2000.
5. 同「図書館法を考える」図書館学 82 号 28-35, 2003
6. イタリアの図書館法の原文は下記のサイトにある
<http://stratema.sigis.net/mir/biblioteche/faq/dpr-417-95.htm>

『図書館文化史研究』第 20 号が間もなく刊行されます

機関誌『図書館文化史研究』第 20 号が 9 月に刊行されます（116 ページ、予価 1,900 円）。

目次は次のとおりです。

●シンポジウム記録●

図書館文化史研究の回顧と展望：日本図書館文化史研究会 20 周年記念シンポジウム

わが国の図書館史研究について

石井 敦

日本図書館史の時代区分の問題：歴史における断絶と連続

岩猿 敏生

比較図書館史の方法

藤野 幸雄

『図書館雑誌』発刊経緯考 石山 洋

●研究ノート●

小牧共立普通図書館（長野県上田市）設立の事情とその実態

篠原由美子

『図書館史研究』・『図書館文化史研究』総目次 第 1 号－第 20 号 1984 年－2003 年

運営委員会通信

■■ 次回運営委員会のお知らせ ■■

次回運営委員会を、下記のように開催します。本研究会の運営に興味・関心のある方は、是非ともご参加ください。なお、当日ご都合の悪い方は、別記事務局まで郵便、ファックス、または電子メールで、ご意見、ご希望等をお寄せいただければ、運営委員会で検討いたします。

記

- 日 時 9月21日(日) 16:10~17:10
- 場 所 青山学院大学
- 内 容
 1. 2003年度の事業について
 2. 2003年度第2回研究例会について
 3. 2003年度第3回研究例会について
 4. 2004年度研究集会について

ほか

■■ 前回運営委員会の報告 ■■

実施日：2003年5月31日

場所：京都大学教育学部

以下のような事項について、協議しました。

1. 『図書館文化史研究』第20号について
2. 『ニューズレター』第84号について
3. 『ニューズレター』第85号について
4. 2003年度第1回研究例会について
5. 2003年度研究集会について
6. 2003年度第3回研究例会について
7. 会員動向
8. 次回運営委員会について

事務局だより

■■ 『会員名簿 2003』を作成しました ■■

『日本図書館文化史研究会 会員名簿 2003』を作成・送付しました。誤植、変更等がありましたら、事務局までご連絡ください。

■■ 2003 年度第 2 回研究集会について ■■

2003 年度第 2 回研究例会は、関東地区で開催の予定です。日程、内容等は『ニューズレター』次号でご案内の予定です。

■■ 会費納入のお願い ■■

2003 年度会費をまだ納入されていない方には、至急ご送金ください。年会費は 3,000 円です。会費納入用の振込用紙は、『ニューズレター』前号に同封しましたが、見当たらない方は事務局までご請求ください。

■■ 研究会事務局の居所について ■■

研究会へのご連絡等は、下記事務局までお願いします。『ニューズレター』前号でお知らせしたように、メールアドレスが変更になっていますので、ご注意ください。

小黑 浩司

Fax

電子メール oguro@sakushin-u.ac.jp

■■ 会員動向 ■■

本号では新入会および退会の方のみ掲載しました。その他の変更等につきましては、『会員名簿 2003』をご覧ください。

新入会

退会